第 11 次鳥獣保護事業計画の概要

鳥獣保護事業計画は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)に基づき、各都道府県において鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(以下「国の基本指針」という。)に即して策定する5か年計画であり、今回策定する計画は第11次計画となる。

この計画は野生鳥獣(鳥類及び哺乳類に限る。)の保護と狩猟制度に関する事項として、狩猟の実施を制限する区域指定、 鳥獣の捕獲許可、特定鳥獣保護管理計画、鳥獣の調査、傷病鳥獣の保護等について、都道府県の方針、事業の実施計画等を定 めるとともに、法等で規定されていない許可基準を定めるなど、県が鳥獣保護事業を実施する上で核となる重要な計画である。 国は、鳥獣行政にかかる諸問題に対応するため、国の基本指針を9月に改定した。県は、第11次事業計画で、改定基本指 針に盛り込まれた内容に対応するとともに、愛知県の鳥獣行政にとって特に必要と考えられる事項についても含め、本県とし

新たに盛り込まれた主な内容は以下のとおりである。

ての方針を示している。

	項 目	第 11 次鳥獣保護事業計画
鳥獣保護事業計画の方針		第 10 次計画の課題に加え、鳥獣の適切な保護管理や鳥獣保護区の指定等は、生物の多様性の確保や生態系ネットワークの形成に繋がるもので、COP10 で採択された愛知目標の達成に向けた重要な要素である。第 11 次鳥獣保護事業計画では、人と鳥獣の共生を目指して、これらの取組みを実施するものとする。 また、鳥獣の保護管理を実施するにあたっては、鳥獣被害防止特措法による取組みと連携を図り実施するものとする。
狩猟鳥獣		ツキノワグマは狩猟の対象獣であるが、本県の希少獣であるため、第 10 次計画に引き続き、 狩猟者へ狩猟の自粛を依頼する。 また、昨年度、ツキノワグマが県内で大量に出没したことから、ツキノワグマ対策のために ツキノワグマに関する専門家会議を設置し、県や市町村の役割を定め、また、県民に出没情報 や出没予想を提供し、注意喚起を行うなどの対策を行う。
鳥獣保護区の指定		鳥獣による農作物被害が増加しており、地元関係者から指定の同意を得ることが難しい状況 にある。被害軽減を図るため、 鳥獣保護区の新規指定は行わない 。ただし、地域から要望のあ る場合は指定を検討する。
鳥獣保護区の保全事業		弥富鳥獣保護区(弥富野鳥園)において、野鳥の生息環境改善を図るため、野鳥が餌とする 実がなる木の植栽や、樹林地のカワウの集団繁殖地の営巣環境確保を図る。
特例休猟区の指定		鳥獣による農作物被害が増加しており、地元関係者から休猟区指定の同意を得ることは難し い状況にあるため、地域から要望のあった豊田市の1箇所のみ指定する。
許可捕獲	許可対象者	有害鳥獣捕獲・個体数調整については、JA等の法人による申請で、複数人の従事者による場合は、狩猟免許を取得していない者も捕獲の補助に携わることを可能とする。
	わなによる捕獲許可 基準	くくりわな、とらばさみの許可基準は第 10 次計画の許可基準を引き続き継続する。
	空気銃による捕獲対 象の拡大	有害鳥獣捕獲・個体数調整において、空気銃による大型獣類を除く鳥獣の捕獲を認める。た だし、大型獣類については、取り逃がす危険性の少ない状況においては使用を認める。
	捕獲実施時の留意事 項	イノシシ檻によるツキノワグマの錯誤捕獲を防ぐために脱出可能な脱出口付きの箱わなの使用や餌の種類等を工夫する。また、出没場所周辺では箱わなの設置を控える等の指導をする。 また、錯誤捕獲に対しては、 放獣体制等の整備 に努める。
	愛玩飼養のための捕 獲許可基準	愛玩飼養目的での捕獲は禁止とする。
狩猟者の減少抑制		狩猟者確保のため、狩猟免許試験を年2回実施(その内1回は休日実施)する。
環境学習の推進		第 10 次計画で実施した自然環境に関する環境学習に加え、鳥獣の適切な保護管理の実施は、 生物の多様性を育み、人と鳥獣との共生に繋がるものであることを普及啓発する。
保護管理の担い手の育成		狩猟者への保護管理思想の普及啓発のため、狩猟免許更新検査時に保護管理に関する講習会 を実施し、保護管理の重要性の周知を図る。
傷病鳥獣の取扱		第 10 次計画で整備したネットワーク体制の充実を図ると共に、傷病鳥獣救護のボランティア制度の導入について検討する。
感染症への対応		人獣共通感染症のみではなく、口蹄疫等の家畜伝染病についても早期発見ができるよう、日常から異常個体の情報収集に努める。